

1. 事案の概要

- ロシアが、2013年5月14日付けで課した、イタリア・ドイツ産の小型商用車に対するアンチダンピング措置に関して、EUが提訴した事案。
- 本件では、調査協力の意思を示した国内生産者を、当該生産者の情報を確認した後に、合理的な理由なく国内産業の定義から除外した点のWTO協定整合性等が争われた（2017年1月27日にパネル報告書、2018年3月22日に上級委員会報告書配布）。

2. 主要論点と結論

- ① 調査当局による国内産業の定義はAD協定4.1条に違反するか。本件パネルは、国内生産者2社のうち1社を国内産業の定義から除外したことについて、(i)調査協力の意思を示し、質問状回答を提出したにもかかわらず、その確認後に、国内産業の定義から除外したこと、(ii)調査報告書には除外理由の説明がないこと、(iii)ロシアによる事後的な説明も合理性がないことを理由に、同条違反を認定（上級委も是認）。（パネル報告書パラ7.12-7.27、上級委報告書パラ5.20-5.41）
- ② 調査当局による価格効果分析はAD協定3.1条、3.2条に違反するか。
 - (1) 本件パネルは、本件調査当局がターゲット国内価格設定に用いる収益率を決定する際、財政危機の影響を受けた2009年のデータに依拠したことについて、財政危機は例外的な状況であり、説明なくして2009年に関連する事実に基づいて分析を行ったことは合理的ではないことを理由に、同条違反を認定（パネル報告書パラ7.67）。上級委も、ダンピング輸入の「説得力(explanatory force)」に疑義を呈する証拠を無視することは認められないとして、パネル判断を是認（上級委報告書パラ5.63）。
 - (2) 上級委は、価格効果分析において価格上昇妨げの有無を検討する際に、国内市場が更なる値上げを受け入れられない可能性を示す証拠がある場合、調査当局は、その可能性の有無を精査する必要があるとした上で、本件調査当局は、関連証拠が提出されているにもかかわらず検討していないとして、本件パネルを覆し、同条違反を認定。（上級委報告書パラ5.103, 5.108。パネル報告書パラ7.91も参照。）
- ③ AD協定3.4条の「国内産業の状態」に係る諸要素の評価において、パネルが非公開の調査報告書に依拠して判断を行ったことは、DSU11条及びAD協定17.6(i)条に違反するか。上級委は、パネルは同報告書の妥当性を客観的に評価・検証し、調査を実際に記録したものの有無を検討しなければならないが、本件パネルはかかる検討を怠っており、DSU11条及びAD協定17.6(i)条違反を認定（上級委報告書パラ5.141）。
- ④ 調査当局による重要事実の開示はAD協定6.9条に違反するか。ロシアは、同条違反を正当化する根拠としてAD協定6.5条に沿った秘密取り扱いであることを指摘するが、上級委は、AD協定6.5条はAD協定6.9条の重要事実の開示義務を免れさせるわけでないこと、AD協定6.9条違反の有無は、AD協定6.5.1条により開示される秘密情報の開示も含めて判断されるべきことを明らかにした。その上で、本件パネルの理由付けを覆し、本件開示のAD協定6.9条違反を認定。（上級委報告

書パラ 5.190, 191 等。パネル報告書パラ 7.268 も参照。)

- ⑤ 上級委は、本件パネルを覆し、ダンピング決定に用いられた計算方法及びデータ情報源も、AD 協定 6.9 条が定める「重要な事実」に該当する可能性があることを指摘した。(上級委報告書パラ 5.218, 5.222。パネル報告書パラ 7.256, 257 も参照。)

3. 本件判断の意義

- 本件は、AD 協定 4.1 条の国内産業の定義において、過去の上級委が示した法的基準の具体的な事例への適用方法を示している点において、特に意義がある。
- 本件は、AD 協定 3.1 条及び 3.2 条の価格効果分析において、過去の上級委が示した、国内価格の抑制についてダンピング輸入が有すべき「説得力」に関して、本件での財政危機など例外的な状況に依拠することが説得力に疑義を呈する証拠に該当し、よって調査当局が当該証拠を検討する義務がある点において、特に意義がある。
- 本件は、AD 協定 6.5 条と 6.9 条の関係について、過去の上級委が示した判断を明確化し、両者の評価が独立かつ区別されるという上級委の判断を示した点において、特に意義がある。
- 本件は、AD 協定 6.9 条の「重要な事実」の射程について、同事実にダンピング・マージンの計算方法及びデータの情報源が含まれ得るとの判断を示した点において、特に意義がある。

ロシア一独・伊産軽自動車に対する AD 税賦課 (DS479)
(上級委報告 WT/DS479/AB/R, 配布日 2018 年 3 月 22 日)

小寺 智史 (西南学院大学)

I. 本件概要

本件は、ロシアが、2013 年 5 月 14 日付けで課した、イタリア・ドイツ産の小型商用車に対するアンチダンピング (AD) 措置に関して EU が提訴した事案である。

2017 年 1 月 27 日に発出されたパネル報告書では、ロシアの AD 措置について、主に次の違反が認定された。①国内産業の定義に関して、国内生産者 2 社のうち 1 社を国内産業の定義から除外したことから AD 協定 4.1 条違反、及び同違反から派生する損害及び因果関係分析に関する AD3.1 条違反。②価格抑制に関して、価格抑制分析において財政危機の影響を考慮しなかったことから AD 協定 3.1 条及び 3.2 条違反。③国内産業の状態に関して、ダンピング・マージンの大きさを評価しなかったことから AD 協定 3.4 条違反。④因果関係及び不帰責性に関して、価格抑制分析が WTO 非整合的と判断されたこと、及び他の要因 (国内生産者の能力の度合い) の不帰責性を分析しなかったことから AD 協定 3.1 条及び 3.5 条違反。⑤情報の秘密扱いに関して、「正当な理由 (good cause)」を示さなかったことから AD 協定 6.5 条違反。⑥重要な事実の開示に関して、一部情報についてすべての利害関係者に通知しなかったことから AD 協定 6.9 条違反。⑦ロシアによる AD 協定 1 条及び 1994 年 GATT6 条違反。

同パネル報告に対して、ロシア及び EU が各々上訴した。上級委において問題とされたのは、国内産業の定義、価格抑制 (price suppression)、調査報告書の秘匿性、重要な事実の開示などの諸点である。

II. 手続の時系列

2014 年	5 月 21 日	EU による協議要請
2014 年	6 月 18 日	ロシア・EU 間の協議
	9 月 15 日	EU によるパネル設置要請
	10 月 20 日	パネル設置
2016 年	8 月 26 日	中間報告書発出
2017 年	1 月 27 日	パネル報告書配布
	2 月 20 日	ロシア上訴
	2 月 27 日	EU 上訴
2018 年	3 月 22 日	上級委員会報告書配布

III. パネル及び上級委報告要旨

1. 国内産業の定義

パネル

ロシアの調査当局は、同種の製品を生産する国内生産者 2 社 (Sollers 社と GAZ 社) に対して質問状を送付し、同質問状を検討した後、Sollers 社のみを国内産業として定義した。EU は、GAZ 社を国内産業から排除したことは、損害分析を歪曲する恐れがあるとして AD 協定 4.1 条及び 3.1 条違反を主張した。それに対して、ロシアは、GAZ 社の回答に瑕疵があったことを理由として、同社を国内産業から

除外した旨主張した。

この点、パネルは、AD 協定 4.1 条の「国内総生産高の相当な部分」という国内産業の定義は、量的のみならず質的な側面を有していることを指摘する（パネル報告書パラ 7.15）。そのうえで、(i)調査協力の意思を示し、質問状回答を提出したにもかかわらず、その確認後に、国内産業の定義から除外したこと、(ii)調査報告書には除外理由の説明がないこと、(iii)ロシアによる事後的な説明も合理性がないことを理由に AD 協定 4.1 条違反を認定する。さらに、同条違反から、AD 協定 3.1 条違反も同様に認定する（同上パラ 7.16）。

上級委

AD 協定 4.1 条は、国内産業の定義から生産者を除外できる 2 つの場合を規定しているが、提供された情報の瑕疵を理由とする除外は定めていない（パラ 5.20）。仮に情報の瑕疵を理由として除外を認めれば、損害分析を歪曲する重大な恐れがある（パラ 5.21）。むしろ、情報の瑕疵がある場合、調査当局は AD 協定 6.6 条-6.8 条の諸規定に基づき、国内生産者から追加の情報を得るように努めるべきである（パラ 5.22）。パネル判断を支持する（パラ 5.41）。

2. 価格抑制 (price suppression)

(1) ターゲット国内価格設定における 2009 年の収益率の使用

パネル

EU は、ロシアの調査当局がターゲット国内価格設定に用いる収益率を決定するに際して、財政危機の影響（財政危機によってロシアの消費者がより安価な国内自動車を購入したことで、ロシア国内生産者の収益率が 2009 年に高かった）を考慮しなかったことにより、AD 協定 3.1 条及び 3.2 条に違反したと主張する。パネルは、調査当局はターゲット国内価格の設定において、実証的な証拠に基づく客観的な収益率を用いなければならず、国内産業がその後の数年において達成を期待し得たであろう収益率と異なるものを用いた場合、調査当局は AD 協定 3.1 条及び 3.2 条に違反する、と指摘する（パネル報告書パラ 7.61）。そのうえで、財政危機は 2009 年のロシア産業に影響を与えた例外的な状況であり、説明なくして、2009 年に関連する事実に基づいて調査当局が分析を行ったことは合理的ではない（同上パラ 7.66）。よって、ロシア調査当局による AD 協定 3.1 条及び 3.2 条違反を認定する（同上パラ 7.67）。

上級委

China-GOES 事件の上級委が示したように、調査当局には、ダンピング輸入が、国内価格の著しい抑制が生じたことへの「説得力 (explanatory force)」を有しているか否かを検討することが求められるのであり、同説得力に疑義を呈するような証拠を無視することは認められない（パラ 5.53、5.58）。財政危機は同証拠に該当する（パラ 5.59）。パネル判断を支持する（パラ 5.63）。

(2) DSU11 条

パネル

EU は、①国内産品よりダンピング輸入産品の価格が高いことは、価格抑制に関するダンピング輸入の説明力に疑義を呈するものである、②ダンピング輸入産品と国内産品の価格の長期トレンドは価格抑制を証拠づけていない（国内価格の上昇率のほうが輸入産品よりも高い）、③ロシア調査当局は価格抑制が著しいものであることを証明していないと主張する（パネル報告書パラ 7.75, 7.79, 7.101）。

これに対して、パネルは、①輸入産品のほうが国内産品よりも価格が高いという事実は、ダンピング

輸入が説明力を有していないことの証拠とはならない(同上パラ 7.77)、②EU の主張は 2008 年と 2011 年の端点間の比較であり、価格抑制の評価において決定的ではない等、③AD 協定 3.2 条は、ダンピング輸入が存在しないターゲット国内価格と実際の国内価格との比較を要求するものではない、等指摘し、ロシア調査当局がダンピング輸入の価格抑制効果を検討したと評価し、EU の主張を却下する(同上パラ 7.105)。

上級委

EU は、パネルが、財政危機の影響を考慮しなかったことの AD 協定 3.1 条及び 3.2 条違反を認定しながら、2009 年の収益率に依拠するロシアの価格抑制分析を協定整合的と認めることは一貫的、整合的ではなく、DSU11 条に違反すると主張する(パラ 5.74)。上級委は、EU の主張を認め、パネルの DSU11 条違反を認定する(パラ 5.78-5.85)。

(3) 価格上昇を吸収する市場の能力

パネル

調査で示された証拠からは、調査当局に対して、市場が更なる価格上昇を吸収しうるか否かを考慮することは求めるには不十分である(パネル報告書パラ 7.91)。

上級委

価格効果分析において価格上昇妨げの有無を検討する際に、国内市場が更なる値上げを受け入れられない可能性を示す証拠がある場合、調査当局は、その可能性の有無を精査する必要がある。しかし、ロシアの調査当局は、関連証拠が提出されているにも関わらず検討していないとして、本件パネルを覆し(パラ 5.103)、ロシア調査当局による AD 協定 3.1 条及び 3.2 条違反を認定する(パラ 5.108)。

3. 非公開調査報告書 (confidential investigation report)

パネル

EU は、AD 協定 3.4 条の「国内産業の状態」に関する諸要素の評価において、同様の内容が公開の調査報告書に記載されていない限り、パネルは非公開の調査報告書に依拠すべきではない、と主張する(パネル報告書パラ 7.164)。この点、パネルは AD 協定中に、公開の調査報告書に依拠してはならない旨の EU の主張を根拠付ける規定は見当たらない等指摘し、EU の主張を却下する(同上パラ 7.172)。

上級委

パネルは、非公開調査報告書が AD 決定段階の[後に書き換えられたものではない]調査記録であることの証拠の提出をロシアに求めるべきであった(パラ 5.132)。AD 措置の基になる報告書またはその一部が、決定がなされた際の調査記録ではないとの主張がなされた場合、パネルは同報告書の妥当性を客観的に評価・検証し、調査を実際に記録したものか否かを検討しなければならない(パラ 5.134)。本件パネルはかかる検討を怠っており、DSU11 条及び AD 協定 17.6(i)条に違反した。パネルの判断を覆す(パラ 5.137)。他方で、公開報告書に基づいて分析を完了すべきとの EU の請求については、分析完了は不可能であるとして却下する(パラ 5.141)。

4. 関連販売業者

パネル

AD 協定 3.4 条は調査当局に対して、同種の製品の生産者ではない、すなわち国内産業の一部ではな

い販売業者の在庫について検討することは求めている（パネル報告書パラ 7.122）。よって、本件調査当局が、販売業者の在庫情報を検討しなかったことで AD 協定 3.1 条及び 3.4 条に違反したとの EU の主張を却下する（同上パラ 7.123）。

上級委

同種の製品を生産しておらず、形式上国内産業の一部ではない関連販売業者の在庫に関する証拠も、特定の場合には、国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標となりうる（パラ 5.156）。提出された証拠が、国内産業の状態に関係を有する経済的な要因及び指標の評価に関連することが明白ではない場合、利害関係者は、なぜそれら証拠が国内産業の状態の評価と関連するのか、その説明または理由を示さなければならない（パラ 5.158）。以上が AD 協定 3.1 条及び 3.4 条に関するパネルの理解であり、同解釈は誤っていないとして、パネル判断を支持する（パラ 5.160、5.165）。

5. 重要な事実 (essential facts)

パネル

本件調査当局が秘密として取り扱った情報に関して、情報提供者が秘密として取り扱われるための「正当な理由」を示しておらず、AD 協定 6.5 条に違反する（パネル報告書パラ 7.247）。さらに、AD 協定 6.9 条の「重要な事実」の開示について、その要素を「事実」「重要 (essential)」「検討の対象となっている (under consideration)」という 3 つに区別し（同上パラ 7.256）、EU の主張がこれら 3 つの条件に該当しない旨判示する（同上パラ 7.257）。また、AD 協定 6.9 条と 6.5 条の関係について、「6.9 条は 6.5 条の下で秘密として取り扱われる重要な事実の開示を求めるものではない（中略）しかし、6.5 条は 6.9 条の適用除外 (carve-out) を認めるものでもない。情報の秘匿性は、開示の絶対的な障害でもなければ、6.9 条の下で求められる開示の不実施を正当化するものでもない。むしろ、この『2 つの義務』の調和的な解釈とは、重要な事実が適切に秘密として扱われる場合、調査当局は「重要だが秘密の情報」について秘密でない要約を用いることで、6.9 条の義務を果たすことができる」（同上パラ 7.268）と指摘する。

上級委

(1) 6.5 条違反から 6.9 条違反が自動的に導かれるとするパネル判断

AD 協定 6.9 条と 6.5 条の関係について、2 つの条文の下での義務の内容及び射程は異なっており、両者の評価は独立かつ区別される（パラ 5.182）。重要な事実を構成する情報に関する 6.5 条違反は、6.9 条違反を推定するものではない（パラ 5.183）。

重要な事実が 6.5 条に基づき秘密として 適切に扱われない 場合、6.9 条違反が自動的に導かれるとするパネル判断は誤っている。重要な事実が 6.5 条の要件に従って秘密として扱われている否かにかかわらず、パネルは、なされたあらゆる開示（6.5 条の下での秘密でない要約を通じた開示も含む）が 6.9 条の要件に合致しているか否かを検討しなければならない（パラ 5.189）。6.5 条違反の認定のみを理由として、6.9 条の諸要件の不適合性を導くことはできない。パネルは、秘密でない要約による開示が 6.9 条の諸要件に合致しているか否かを検討すべきであった（パラ 5.190）。よって、パネル判断を覆す（パラ 5.191）。⇒一部情報開示についてロシアの AD 協定 6.9 条違反を認定（パラ 5.207）。

(2) 電子関税データベース

パネル

本件調査当局が電子関税データベースからの情報を秘密扱いとしたことについて、同情報に関して「正当な理由」が示されておらず、適切に秘密として扱われたとは言えないと結論づける。本件調査当局が当該情報を開示しなかったことで、AD 協定 6.9 条に違反したと認定する(パネル報告書パラ 7.270)。

上級委

パネルの判断が AD 協定 6.5 条と 6.9 条の関係に関する誤った理解に基づいていることから、パネルを覆す(パラ 5.201)。

(3) データの情報源に関する AD 協定 6.9 条の解釈

パネル

本件調査当局が用いたデータの情報は「検討の対象となっている」重要な事実とは言えない(パネル報告書パラ 7.257)。

上級委

本件パネルは、ダンピング決定において用いられた計算方法 (methodology) は AD 協定 6.9 条の重要な事実ではないとしたが、かかる判断は、China-HP-SSST(Japan)/China-HP-SSST(EU)上級委判断と相違するものであり誤っている(パラ 5.218)。また、データの情報源も利害関係者が自らを防禦するうえで重要となり得るのであり、データ情報源が重要な事実ではないとするパネルの一般的言明は誤っている(パラ 5.221)。パネル判断を覆す(パラ 5.222)。

IV. 評釈

1. 本件の意義

2010 年以降、中国を申立国又は被申立国とする案件が続出し、それら案件処理において、AD 協定をめぐる様々な解釈上の論点が争われた¹。本件は、それらいくつかの論点について、過去の上級委が示した法的基準を一層明確化した点に意義がある。以下では特に、国内産業の定義、価格抑制、重大な事実に関する本件上級委の判断を、過去の上級委報告と関連付けて分析する。

2. 国内産業の定義

本件上級委は、AD 協定 4.1 条の「国内総生産高の相当な部分」という国内産業の定義が量的のみならず質的な側面を有しており、調査当局に提供された情報の瑕疵を理由として、国内生産者を国内産業の定義から除外することは認められないと判断した。本件において、ロシア調査当局は、Soller 社と GAZ 社という 2 つのロシア国内生産者のうち、前者のみを国内産業として定義したが、その理由として、GAZ 社によって調査当局に提出された情報に瑕疵があったことを主張した。かかる主張に対して、本件上級委は、「調査当局が情報の瑕疵を理由として国内生産者を国内産業の定義から除外するとすれば、損害分析を歪曲する重大な恐れがある」(上級委報告書パラ 5.21)と指摘し、ロシアの主張を退けた。

本件に関連する国内産業の定義については、EC-Fasteners(China)事件上級委報告がある²。同事件に

¹ AD 協定をめぐる WTO 判例の変遷については、次を参照。梅島修「貿易救済措置に関する WTO 判例の概観 [上]」『国際商事法務』43 巻 7 号 (2015 年) 1020-1028 頁。

² 本件については、以下の評釈を参照。伊藤一頼「EC-中国産ファスナーに対する確定アンチダンピング税 (WT/DS397) - 非市場経済国の企業に対するアンチダンピング税の賦課方法をめぐる諸問題 -」

において、上級委は、標本調査に加わる意思に基づいて国内産業を定義することには、分析を歪曲する重大な恐れ（a material risk of distortion）があり、標本調査を行う前に国内産業を定義しなければならない³、標本調査に加わらない旨の意思は、当該国内生産者が国内産業に含まれるか否かに影響を与えるべきではない⁴、と判示した。

本件上級委は、EC-Fasteners(China)事件上級委報告が示した「歪曲する重大な恐れ」が発生する場合をさらに特定するものと評価できる。すなわち、この損害分析を「歪曲する重大な恐れ」は、国内生産者の調査協力の意思のみならず、提出された情報の瑕疵を理由に国内生産者を国内産業の定義から排除する場合にも生じることが明らかとなった。

一見したところ、かかる上級委の判断は、ダンピング調査を実施する調査当局側からすれば過度の負担となるようにも思われる。しかし、現在のAD協定4.1条の規定ぶりからは、同条が規定する2つの例外以外に国内産業からの除外を認めることは困難である。よって、本件上級委が指摘するように（上級委報告書パラ5.22）、国内生産者の調査への非協力または提供された情報の瑕疵については、調査当局はAD協定6.6条-6.8条の諸規定で対応せざるを得ないように思われる。

3. 価格抑制

China-GOES事件上級委は、調査当局は、問題となっている輸入が、国内価格の重大な押し下げ又は抑制の発生に関して「説得力（explanatory force）」を有しているか否かを検討しなければならない、と判示した⁵。本件上級委は、かかる説得力に疑義を呈するような証拠について調査当局は無視することはできないと指摘する（パラ5.58）。そのうえで、財政危機は当該証拠に該当するのであり、本件調査当局は価格抑制分析において財政危機の影響を検討しなかったことで、AD協定3.1条及び3.2条に違反するとして、パネル判断を支持した。

かかる上級委の判断は、調査当局の恣意性を排除する点で評価することができる。China-GOES事件では、「どの程度の分析であれば『説得力のあるもの』と認められるかまでは踏み込んでいな⁶かった。この点、本件上級委は、ダンピング輸入の価格抑制への効果について疑義を呈する証拠が利害関係者から提出された場合、調査当局はかかる証拠を検討しなければならないことを示した。本件は、過去の上級委の判断をさらに明確にすることで、調査当局による恣意性を排除し、より客観的なダンピング調査決定を促進するものと評価することができる。

4. 重要な事実

本件上級委報告は、AD協定6.9条の「重要な事実」の解釈に関して、以下の2つの点で意義がある。

第1に、AD協定6.5条と6.9条の関係に関する解釈である。本件上級委は、6.5条違反から6.9条違反が自動的に導かれるとするパネル判断を覆し、両者について別個の評価が必要である旨明らかにした。すなわち、「6.5条で秘密として取り扱われる情報が6.9条の『重要な事実』に該当する場合、開示義務はこれら事実の秘密でない要約の開示によって果たされなければならない。6.5条と6.9条の関係を考

『RIETI Policy Discussion Paper Series』13-P-017（2013年）1-32頁。

³ WT/DS397/AB/R, para. 427.

⁴ *Ibid.*, para. 429.

⁵ WT/DS414/AB/R, para. 136.

⁶ 梅島修「調査過程・決定書における情報の開示、輸入製品の国内産品価格への影響分析」『国際商事法務』43巻10号（2015年）1530頁。

慮すれば、問題となっている重要な事実が 6.5 条の下で適切に秘密として扱われているか否か、すなわち『正当な理由』が示されているか否かを問わず、パネルは、6.5.1 条に従った秘密でない要約の開示を含むあらゆる開示が、6.9 条の法的基準に適合しているか否かを検討しなければならない。」(上級委報告パラ 5.183)。

かかる上級委の判断は、6.5 条と 6.9 条が別個の規定として存在している以上、原則として妥当である。ただし、両条文の関係については未だ不明確な部分が多い。例えば、6.5.1 条第 3 文は「例外的な場合には、当該利害関係を有する者は、当該情報を要約することが不可能であることを示すことができる。このような例外的な場合には、要約することが不可能であることの理由を提出しなければならない」と規定するが、かかる例外的な場合が 6.5 条の下で正当化される場合、6.9 条の要件、すなわち利害関係者の利益の防禦はいかに確保されうるのだろうか。この点は本件上級委も認識しているが(上級委報告脚注 443 参照)、審査対象ではないとして見解を明らかにしておらず、今後の実行及び研究が望まれる。

第 2 に、重要な事実の対象に関する解釈である。いかなる事実が 6.9 条の重要な事実該当するかについては、特に、ダンピング・マージン計算方法をめぐってパネル段階で争いがあった⁷。この点、China-HP-SSST(Japan)/ China-HP-SSST(EU)事件において、上級委は審査対象ではないにもかかわらず、「調査当局は、ダンピング・マージンの決定において、使用された国内市場及び輸出販売並びにそれらに対する調整、並びにダンピング・マージンの決定に用いられた計算方法を開示することが期待される」⁸と指摘した。

本件上級委は同判断を踏襲するものであり、ダンピング・マージン決定の計算方法が原則として AD 協定 6.9 条の重要な事実該当することを示すものである。しかし、本件上級委報告は、すべての計算方法が重要な事実該当するとは述べていない点に留意する必要がある。すなわち、「利害関係者が、調査当局の決定の基礎を理解し、自らの利益を防禦するために必要な方法のみが、6.9 条における重要な事実である。よって、ある方法が重要な事実か否かの評価は事案毎 (case-by-case) になされる」(上級委報告書パラ 5.218)。本件上級委報告が示すのは、ダンピング・マージン決定の計算方法それ自体が重要な事実となり得ないとする判断は誤りであるということである。よって、すべての計算方法が重要な事実として開示対象となるわけではない。

さらに、本件上級委は、AD 協定 6.9 条の重要な事実、データの情報源が含まれることも明らかにした。ただし、その判断はダンピング・マージン決定の計算方法と同様、事案毎とならざるを得ないだろう。本件上級委は、データ情報源が重要な事実となる場合について、利害関係者が提出したデータではなく、他の情報源から得たデータを調査当局が用いた場合を例として挙げている(上級委報告パラ 5.220)。今後、類似の事件における上級委の判断が待たれるところである。

⁷ 梅島「貿易救済措置に関する WTO 判例の概観 [上]」前掲註(1)1682 頁。

⁸ WT/DS454/AB/R, WT/DS460/AB/R, para. 5.131. 同事件上級委報告については以下を参照。栗津卓郎「中国—日本及び EU 産高性能ステンレス継目無鋼管に対する AD 措置に係る上級委報告 (WT/DS454/AB/R) (WT/DS460/AB/R)」経済産業省『WTO パネル・上級委員会報告書に関する調査研究報告書 (2015 年度版)』。